

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第59号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市市民スポーツ会館の利用料金の適正化を図るために、次のとおり京都市市民スポーツ会館条例を改正することとしました。

- 1 体育室における利用料金の上限額について改定します。
- 2 収益向上の取組として、利用者が入場料を徴収する場合、入場料収入額に一定の割合を乗じた金額と利用料金を比較し、高い金額を利用料金の上限額とするよう定めま
す。
- 3 利用時間の区分を超えて会館を利用する場合（体育館競技場の全面と併用する場合に限る。）の利用料金の上限額について、時間帯ごとの料金の区分を廃止し、一律の
上限額を定めます。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第59号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1体育室の項中「1,880」を「2,820」に、「1,570」を「2,350」に改め、同表備考に次のように加える。

4 利用者が入場料（利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。以下この備考において同じ。）とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

区 分		利用料金（1時間につき）	
		ア	イ
体 育 室	アマチュアスポーツ	円 5,230	円 4,190
	そ の 他	14,660	11,520
第 1 会 議 室		1,250	
第2会議室、第3会議室及び第4会議室		730	

別表第2備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市市民スポーツ会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市市民スポーツ会館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

（文化市民局市民スポーツ振興室）